

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年8月25日

茨城県監査委員	半村	登
同	西野	一
同	深谷	一広
同	羽生	健志

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

茨城県日立市台原町 2-10-10 荒川 照明
茨城県日立市諏訪町 3-4-40 助川 靖平
茨城県日立市千石町 1-15-26 鈴木 鐸士
鈴木 智子
茨城県日立市諏訪町 1-15-38 森川 正

2 茨城県職員措置請求書の提出

令和3年（2021年）6月10日

3 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置監査請求書」（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、後述する補正書により訂正された事項については訂正後の内容に改めた。

また、事実証明書等の記載は省略した。

(1) 請求の要旨

大井川和彦茨城県知事は、計画中の産廃処分場のため、令和3年3月付で「新設道路建設計画」を発表。産業廃棄物の新たな搬入路を建設するとし、その予算として200億円がかかる見込みであることが茨城県議会第1回定例会(本年3月22日)で江尻加那議員より指摘され、その実施のために本年度6億円余の予算が計上された。

200億円の追加予算と当初の概算整備費208億円(令和2年6月付)を合わせると、優に400億円を超え、他の2つの建設候補地の概算整備費を大幅に上回り、日立市諏訪町を選定した根拠は崩れた。

新たな搬入道路の建設は、他の多くの候補地の選定には適用したにも拘らず「外部搬入道路要件」(2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離1km以内の区域内)に県自らが違反することになる。また、当初の整備候補地選定の総合評価では、日立市諏訪町は○評価が12個で最も多いとのことで整備候補地に選定されたが、新たな搬入道路を建設した場合について整備候補地の再評価をすると、○評価が3個となり、3候補地の中で○評価が最も少なく総合評価は最下位となるため、日立市諏訪町は当然候補地から外れるはずである。

新たな搬入道路及び産廃処分場の建設を現状のまま継続することは、選定理由を大きく超える費用と時間とがかかることは確実で、不当である。

よって、県知事は同事業に係る本年度予算6億円余りの支出を取り止め、改めて産廃処分場の選定をするよう求める。

※ 請求の理由は、別紙2参照のこと。

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

(2) 別紙1「事実証明書」

証1:「令和3年3月茨城県新産業廃棄物最終処分場の整備についてフォローアップ説明会資料」(3頁)

証2:「2021年3月22日茨城県議会第1回定例会・予算特別委員会」議事録(1～2頁)

証3:「茨城県第1回定例会令和3年度予算関係資料」(26頁)

証4:「令和2年6月茨城県新産業廃棄物最終処分場の整備について住民説明会資料」(15頁)

(3) 別紙2「請求の理由」

ア 新たな搬入道路の建設は極めて大きな計画変更であり、当初計画自体に重大な欠陥が存在したことが明白である。

新たな搬入道路の建設は、茨城県が自ら定めた整備可能地要件の「外部搬入道路要件」（2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離1km以内の区域内）に違反する。

- ・補① 令和2年6月付「茨城県新産業廃棄物最終処分場の整備について 住民説明会資料」（10頁）

イ 候補地選定の理由が不明確であること

- ・補② 「表2：整備候補地の選定「3. 事業効率性について」異議申し立ての資料」（2021年3月15日付け「新産業廃棄物最終処分場に向けた課題への対応策(令和3年2月)に関する異議申し立て」添付資料）
- ・補③ 「参考資料3 茨城新聞 2021年(令和3年)3月7日」

ウ 候補地選定の根拠に対する疑念

(ア) 新搬入ルート計画後、整備候補地の再評価がなされていないこと

- ・補④ 「表1：整備候補地の再評価の資料」（2021年3月15日付け「新産業廃棄物最終処分場に向けた課題への対応策(令和3年2月)に関する異議申し立て」添付資料）

(イ) 「あり方検討委員会」の構成員が利害関係者であったこと

- ・補⑤ 「2021年3月22日茨城県議会第1回定例会・予算特別委員会議事録」（3～6頁）

(ウ) 候補地は洪水、土砂崩れの危険性が高く、建設地として最も不適格であり、洪水対策費用は計上されていない。

- ・補⑥ 2021年4月26日付け「新産業廃棄物最終処分場に向けた課題への対応策(令和3年2月)に関する異議申し立て(2021年3月15日付け提出済み)に追加添付する資料」
- ・補⑦ 2021年(令和3年)5月24日茨城新聞

4 措置請求書の補正

本件措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する法定要件を備えているか審査するに当たり明確でない点等が存在したことから、請求人に対し、令和3年（2021年）6月18日付けで補正依頼通知を送付し、同月30日に補正書が提出された。補正期間は13日である。

第2 請求の受理

本件請求が自治法第242条に規定する法定要件を備えているか、監査委員が審査を行った結果、令和3年(2021年)7月6日、一部の請求に係る事項を除き、法定要件を満たしていると判断して、請求を受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年(2021年)7月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠等が提出されるとともに、陳述がなされた。

(1) 新たな証拠等の提出(記載は省略)

- ・「住民監査請求「陳述」」(荒川照明請求人提出)
- ・「候補地選定の問題点についての補足説明」(鈴木鐸士請求人提出。添付資料あり)

(2) 陳述の要旨

請求人による陳述の要旨は、おおむね次のとおりであった。

ア 荒川照明請求人

- ・県による新たな搬入道路の建設計画は、1次スクリーニングの外部搬入道路要件の「直線距離1km以内の区域内」に違反し、日立市諏訪町は処分場候補地の資格がなくなる。
- ・外部搬入道路新設により、3箇所から日立市諏訪町に決定した「総合評価結果」が大幅に変わり、日立市諏訪町は総合評価が最下位となるため、当然候補地から外されるべきである。
- ・県知事は、現段階でこの計画を取りやめれば最少の費用と時間で済むのに、このまま計画を続行すると、優に400億円を超える税金が費消されることになり、県に回復の困難な損害を生ずるおそれがある。

イ 助川靖平請求人

- ・請求内容は、荒川照明請求人の意見に集約されている。

ウ 鈴木鐸士請求人

- ・1次スクリーニングの整備可能地要件である「外部進入道路要件(2車線

以上の幅員を有する道路からの直線距離が1 km以内の区域内である)」に関して、最終的な段階で、県自らが違反して新たな搬入道路の建設を計画することは明らかな背信・不当行為である。日立市諏訪町は当然候補地から外れるはずであり、直ちに再評価をすべきである。

- ・1次スクリーニングの整備可能地要件である「地形・地質（地すべり地形箇所該当しない）」に関して、整備候補地は、沢沿いの傾斜地に処分場が設置されることになるので、洪水時には廃棄物自体が容易に地滑りや流失を起こす。

- ・1次スクリーニングの整備可能地要件である「地下水位（地下水位が地表面付近にない）」に関して、唐津沢には広大な湖水面や、切土面の湧水、沢の上流部には表流水の流れもあり、整備候補地は、雨が降れば、この谷底に水が集まることは避けがたい。

- ・1次スクリーニングの「埋立規模要件」に関して、廃棄物処分場施設配置イメージを基に推定すると、整備候補地である唐津沢の地形と広さは容量244万 m^3 の巨大廃棄物処分場の建設に適さないことを示唆している。

- ・「洪水災害対策」については、全く論議がない。このままでは、水防法に触れるのではないかと思われる。

2 監査対象事項

本件請求において摘示された、茨城県が実施する新産業廃棄物最終処分場の整備における整備候補地の選定や新設道路の整備等に係る事務手続き等を、監査対象事項とした。

3 監査対象機関

県民生活環境部資源循環推進課（以下「資源循環推進課」という。）を監査対象機関とした。

4 監査対象機関への監査

資源循環推進課に対して、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

（監査事項）

- （1）産業廃棄物最終処分場の整備（整備候補地の選定及び新設道路の整備等）に係る法令や条例等の定め
- （2）新産業廃棄物最終処分場の候補地として日立市諏訪町を選定したこと、及び、

新たな搬入ルートとして新設道路を整備する方針としたことに係る一連の手続き
(3) 新産業廃棄物最終処分場整備に係る本年度予算 6 億円余の概要及び執行状況

5 監査対象機関の見解

請求人の主張に対して、監査の中で聴取した資源循環推進課の見解は次のとおりである。

(1) 「(新たな搬入道路の建設費として) 200 億円の追加予算と当初の概算整備費 208 億円を合わせると、優に 400 億円を超え、他の 2 つの建設候補地の概算整備費を大幅に上回り、日立市諏訪町を選定した根拠は崩れた。」という主張について

まず、新たな搬入道路の建設費として、200 億円と主張する根拠が、茨城県議会令和 3 年第 1 回定例会における議員の発言によるものだが、その算定は、山側道路(県道日立笠間線)の整備費を根拠としているものである。

山側道路(県道日立笠間線)は、平成 5 年から平成 24 年度にかけて整備したもので、全体幅員は 12~20m の道路である。

一方、新最終処分場の新設道路は、全体幅員が 8 m の計画であり、山側道路(県道日立笠間線)とは規格が大きく異なること、また、既存の市道・林道も一部活用して整備することから、山側道路の整備費用を試算の根拠とすることは不適切である。

また、「茨城県新産業廃棄物最終処分場整備候補地選定会議」(以下、「候補地選定会議」という。)における候補地選定の評価項目は、「最終処分場施設に係る概算整備費」であり、新たな搬入道路の整備費は評価の対象にはならないことから、「日立市諏訪町を選定した根拠は崩れた。」とする指摘には当たらない。

なお、道路整備費は、今後、測量や設計等を行った中で積算されるものであるため、公表する段階にない。

(2) 「外部搬入道路要件」(2 車線以上の幅員を有する道路からの直線距離 1 km 以内の区域内)に違反することになる。」という主張について

整備候補地である太平田鉦山跡地は、学識経験者等で構成する新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会(以下、「検討委員会」という。)の整備可能地選定の 1 次スクリーニングにおいて、整備可能地要件の「外部搬入道路要件として、2 車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が 1 km 以内の区域内であること」という選定条件を満たしている(県道 37 号から 1 km 以内)ことから、外部搬入道路要件から外れるものではない。なお、県道 37 号は、西側(常陸太田市側)からの搬入ルートとして利用する見込みであることから、搬入ルートであることに変わりはない。

(3) 「新たな搬入道路を建設した場合について整備候補地の再評価をすると、○評価が3個となり、3候補地の中で○評価が最も少なく総合評価は最下位となるため、日立市諏訪町は当然候補地から外れるはずである。」という主張について

候補地選定会議における評価項目については、検討委員会で絞り込み選定した3箇所の整備可能地において「最終処分場施設の整備」による自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性を評価するためのものであり、新設道路整備の評価項目ではないため、再評価したとしても結果は変わらない。したがって、指摘には当たらないと考える。

また、新設道路については、住民説明会において住民から搬入車両の増加に伴う交通対策について多くの意見をいただいたことから、交通対策を検討するため、県庁内に設置した「新産業廃棄物最終処分場整備に伴う交通問題対策会議」（以下、「交通問題対策会議」という。）において、整備に要する期間やコスト、周辺環境への影響などを総合的に比較検討して、「新処分場の供用開始目標である令和7年度を見据えた効率的な整備が可能であること」、「住民の皆様の生活環境への影響が少ないこと」という観点を重視し、処分場の整備候補地とは別に評価したものである。

(4) 「新たな搬入道路及び産廃処分場の建設を現状のまま継続することは、選定理由を大きく超える費用と時間とがかかることは確実で、不当である。」という主張について

産業廃棄物最終処分場は、県内産業の安定した経済活動を支えるため、また県土の保全のために必要不可欠なものであることから、公共関与により新たな産業廃棄物最終処分場を整備することとした。整備候補地の選定については、検討委員会において、県内全域から客観的・科学的に絞り込み選定した3箇所の整備可能地から、候補地選定会議において、自然環境及び生活環境への影響や事業効率性の観点から評価し、最も処分場整備に適している日立市諏訪町を整備候補地として決定したものである。

新設道路整備は、前述のとおり候補地選定時の評価対象ではなく、住民意見を踏まえ交通対策を検討するために設置した交通問題対策会議において、新たな搬入ルートの評価について、費用、整備期間等を比較検討した結果、令和7年度を見据えた効率的な道路整備が可能であるとして決定したものである。

また、新設道路は一般車両も通行可能とし、地域振興にも資する道路として整備する予定であることから、新設道路の整備費用を処分場の整備費用に加算する考えは不相当であり、「処分場選定理由を大きく超える費用と時間がかかることは確実」という指摘には当たらないと考える。

(5) 請求人の「請求の理由」に係る主張について

ア 「新たな搬入道路の建設は、茨城県が自ら定めた整備可能地要件の「外部搬入道路要件」（2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離1km以内の区域内）に違反する。」ことから、「新たな搬入道路の建設は極めて大きな計画変更であり、当初計画自体に重大な欠陥が存在したことが明白である。」という主張について

新たな搬入道路の建設が整備可能地要件の外部搬入道路要件に違反するという主張については、5（2）に記載のとおり、検討委員会の整備可能地の整備可能地要件である「外部搬入道路要件として2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内であること」という選定条件を満たしている（県道37号から1km以内）ことから、外部搬入道路要件から外れるものではない。

また、新設道路の建設は、5（4）の記載のとおり、住民意見を踏まえ整備を決定したものであり、指摘には当たらない。

イ 「候補地選定の理由が不明確である」という主張について

候補地選定会議では、自然環境及び生活環境への影響、また事業効率性の観点から項目を設定し、評価を行った結果、総合評価において評価が最も高く、処分場整備に適している「日立市諏訪町」を選定したものであり、これらの選定項目、選定理由については、住民説明会を通じ、日立市民に対しご説明させていただいていることから、指摘には当たらない。

ウ 「候補地選定の根拠に対する疑念」に係る主張について

(ア)「新搬入ルート計画後、整備候補地の再評価がなされていない」という主張について

5（3）に記載のとおり、候補地選定会議における整備候補地の評価項目については、「最終処分場施設の整備」によるものであり、指摘には当たらない。

(イ)「あり方検討委員会」の構成員が利害関係者であった」という主張について

検討委員会には、廃棄物業界団体の代表として、茨城県産業資源循環協会の会長に参画いただいております、第2回検討委員会（令和元年5月）終了後に協会内で役員の変更があり、会長が交代したことから、第3回検討委員会（令和元年7月）以降、委員も交代している。

検討委員会内で整備可能地の選定が検討されたのは、第4回検討委員会（令和元年10月）から第6回検討委員会（令和2年2月）であることから、指摘には当たらない。

(ウ)「候補地は洪水、土砂崩れの危険性が高く、建設地として最も不適格であり、洪水対策費用は計上されていない」という主張について

検討委員会における選定の1次スクリーニングにおいて、法令上の規制区

域として、防災面で「土砂災害警戒区域」、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」を除外し、立地上の制約区域として、洪水時に浸水が想定される区域である「浸水想定区域」や「津波浸水区域」を除外した区域から、1次整備可能地の要件及び埋立規模要件を満たす整備可能地を抽出（第4回検討委員会）しており、指摘には当たらない。

エ 請求人の陳述における「水防法に触れるのではないか」という主張について検討委員会における1次スクリーニングで立地上の制約区域として、水防法第14条の浸水想定区域を除外しており、請求人の「水防法に触れる」という主張については当たらない。

なお、新処分場の構造、設計については、今後、基本計画策定委員会において、学識経験者等の意見を踏まえながら、日立市の過去の降水量を参考に、近年多発している豪雨災害の状況等を十分考慮した施設規模としていく。

第4 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 産業廃棄物最終処分場の整備（整備候補地の選定及び新設道路の整備等）に係る法令や条例等の定め

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）において、都道府県は、その「区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」とされている（第4条第2項）。

また、同法において、都道府県は、国が定める「基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」とされ（第5条の5第1項）、廃棄物処理計画に定める事項の一つとして、「産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項」が掲げられている（同条第2項第4号）

(2) 茨城県環境基本条例（平成8年茨城県条例第48号。以下「環境基本条例」という。）では、基本理念として行われなければならない事項の一つとして、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されること」が掲げられ（第3条）、この基本理念にのっとり、県の責務として、「廃棄物の減量化及び適正な処理の促進」に関する「総合的な施策を策定し、及び実施する」とこととされ（第4条）、県は、廃棄物の処理施設の整備や「廃

棄物の適正な処理」に「資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるもの」とされている（第16条第2項）。

2 新産業廃棄物最終処分場の候補地として日立市諏訪町を選定したこと、及び、新たな搬入ルートとして新設道路を整備する方針としたことに係る一連の手続き

(1) 新産業廃棄物最終処分場の整備の背景

県内における管理型産業廃棄物最終処分場（※）の残余容量は年々減少傾向にあり、平成22年度末の343万 m^3 が平成26年度末には211万 m^3 まで減少した。また、平成26年度末の残余容量のうち、138万 m^3 （約65%）を公共処分場であるエコフロンティアかさまが占めていた。

※ 管理型最終処分場

最終処分場の種類（安定型、管理型、遮断型）の一つ。有害物が一定の溶出基準以下の産業廃棄物であって、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さい等を対象とし、浸出水処理装置を設置する。

そのため、廃掃法第5条の5第1項に基づく「第4次茨城県廃棄物処理計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）において、新たな産業廃棄物最終処分場の確保について検討を進めることが重点施策として盛り込まれた（第5章第2節5（3））。

民間による管理型産業廃棄物最終処分場の新規設置が進まず、エコフロンティアかさまの埋立も進み令和7年度中の埋立終了が見込まれる中、平成29年度末には県内管理型産業廃棄物最終処分場の残余容量が154万 m^3 まで減少し、このまま推移すれば、残余容量のひっ迫が必至の状況にあった。

最終処分場は産業の持続的発展に欠かせない重要なインフラであり、将来にわたり安定的な確保が必要であることから、県は、平成31年3月から産業廃棄物最終処分場の整備のあり方について検討を開始した。

(2) 経過

ア 整備候補地の決定まで

- ・平成31年3月～令和元年7月

学識経験者や茨城県経営者協会理事及び一般社団法人茨城県産業資源循環協会（※）会長など関連業界等の代表で構成する「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会」を設置した（平成31年3月）。同委員会において、最終処分場整備のあり方について検討し、「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針案」を提言。（一般社団法人茨城県産業資源循環協会の会長は同協会の役員改選により、第3回検討委員会から交代。）

※一般社団法人茨城県産業資源循環協会

「産業廃棄物の適正な処理と再資源の利用の促進を図るため、産業廃棄物に関する普及啓発、相談指導等の事業を行うとともに産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行い、もって県民の生活環境の保全と循環型社会の構築に寄与することを目的」とした団体。

・令和元年 8 月

検討委員会の提言を踏まえ、「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定。公共関与の手法により、令和 7 年度の供用開始を目途に、エコフロンティアかさまの後継施設として、新処分場の整備を進めていくこととした。

・令和元年 10 月

整備可能地選定の検討のため、学識経験者を検討委員会委員に追加

・令和元年 10 月～令和 2 年 2 月

検討委員会において、県内全域を対象に法令上の制約や自然条件、生活環境条件、社会条件、経済性などの客観的見地により整備可能地を検討、段階的に絞り込みを行い、最終的に「城里町上古内」、「常陸太田市和田町」、「日立市諏訪町」の 3 箇所を整備可能地として選定。

・令和 2 年 3 月～4 月

検討委員会で選定された 3 箇所の整備可能地について、県幹部で構成する「茨城県新産業廃棄物最終処分場候補地選定会議」において、自然環境及び生活環境への影響や事業効率性の観点からより詳細に検証・評価を行い、最も処分場整備に適している「日立市諏訪町」を整備候補地として選定。

・令和 2 年 5 月

新産業廃棄物最終処分場の整備候補地を「日立市諏訪町」に決定・公表。

イ 候補地の決定以降

・令和 2 年 6 月

日立市議会に設置された日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）に県担当部長等が出席し、最終処分場の必要性や整備候補地の選定理由、エコフロンティアかさまの安全・安心な施設づくりを説明するとともに、住民説明会の状況や処分場の整備方針、周辺の交通安全対策、地質調査の結果などについて報告・説明。

・令和 2 年 6 月～8 月

日立市民を対象に住民説明会を 40 回開催し、最終処分場の必要性や整備候補地の選定理由、また、エコフロンティアかさまの安全安心な施設づくりについて説明。

住民からは、搬入車両の増加に伴う交通対策や周辺環境への影響などについて多くの意見があった。

・令和2年7月～11月

日立市民を対象にエコフロンティアかさま見学会を開催。

・令和2年8月～令和3年1月

住民説明会において住民から搬入車両の増加に伴う交通対策への意見が多かったことから、副知事を議長とする「新産業廃棄物最終処分場整備に伴う交通問題対策会議」を設置し、搬入ルートや交通安全対策について検討を進め、搬入ルートとして新設道路を整備することとした。

・令和2年9月～令和3年2月

住民説明会において住民から整備候補地の地盤や地下水について不安の声があったことから、地表・地質調査や水文調査などの各種調査を実施。

・令和3年2月

日立市議会の特別委員会に県担当部長等が出席し、搬入ルートとして新設道路を整備することや中間処理施設を整備しないこと、また地域振興策の実施など、「住民説明会での意見を踏まえた新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策」を報告。

・令和3年3月～4月

日立市民を対象にフォローアップ説明会を開催し、県の課題への対応策を説明。処分場自体には反対しないとの意見が多く、県は、住民から一定の理解を得たと判断。

・令和3年5月

新設ルート周辺の中丸団地自治会へ新設ルート整備について追加説明。

・令和3年6月25日

日立市議会本会議で県の新たな産業廃棄物最終処分場整備受入れの容認決議が採択。

※ 令和7年度の新産業廃棄物最終処分場供用開始を予定している。

※ 県は、新処分場の構造、設計について、今後、基本計画策定委員会において、学識経験者等の意見を踏まえながら、地質調査・水文調査の結果を基に、施設の配置・規模、遮水の方法、浸出水処理施設の構造等を計画することとしている。また、雨水による下流域への影響を防止するため、日立市の過去の降水量を参考に、近年多発している豪雨災害の状況等を十分考慮した施設規模としていく、としている。

(3) 候補地として日立市諏訪町を選定した理由・根拠

ア 日立市諏訪町を含む3箇所の整備可能地を選定するまで

検討委員会において、3次に渡るスクリーニングを行い、3箇所の整備可能

地を選定した。

(ア) 1次スクリーニング（令和元年10月7日）

法令による規制状況等を確認のうえ立地回避区域を設定し、茨城県内全域から立地回避区域を除き、整備可能地要件と基本方針の埋立規模要件を満たす46箇所を抽出。

なお、日立市諏訪町の整備可能地は、いずれの要件も満たしていた。

a 立地回避区域

- ・法令上の規制区域（都市計画法、都市公園法、景観法、市町村地区計画区域における建築物の制限に関する条例、市町村景観条例、生産緑地法、土壤汚染対策法、廃掃法、自然公園法、茨城県立自然公園条例、都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、自然環境保全法、茨城県自然環境保全条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、森林法、河川法、地すべり等防止法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法、文化財保護法、茨城県文化財保護条例、市町村文化財保護条例において、規制、保護されている区域）

- ・立地上の制約区域（洪水浸水想定区域（水防法第14条）、津波浸水区域（東日本大震災で発生した津波による被害範囲）、取水位置（水道用水、工業用水、農業用水の取水位置から1km以内））

b 整備可能地要件

- ・地形・地質（土砂災害危険箇所、地すべり地形箇所に該当しない）
- ・浸出水の処理水放流要件（下水道計画区域から直線距離5km以内の区域内）
- ・外部搬入道路要件（2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内）

なお、1次スクリーニングにおいて、日立市諏訪町の整備可能地については、県道37号（県道日立常陸太田線）が外部搬入道路として想定されおり、当該道路は要件を満たすものであった。

- ・周辺要件（候補地を含む250m四方内に、人口1人以上が居住していない、また100m四方内に利用されている土地がない）
- ・地下水位が地表面付近にない
- ・活断層や活断層の疑いのある地形が確認されていない
- ・土地利用計画（農業振興地域の農用地区域に該当しない）
- ・自然環境保全（茨城の名木・巨木が存在しない、日本の重要湿地500が存在しない、生物多様性保全上重要な里地里山が存在しない、植生自然度

9（自然林）、10（自然草原）の区域が存在しない（※）等

※植生自然度：植生（植物の集団）に対する人為の影響の度合いにより、日本の植生を10の類型に区分したもの

c 埋立規模要件

- ・全体必要面積が、おおむね30～50haを確保できる

(イ) 2次スクリーニング（令和元年12月9日）

自然条件、生活環境条件、社会条件、建設条件を満たす13箇所を抽出。

なお、日立市諏訪町の整備可能地は、いずれの条件も満たしていた。

a 自然条件

- ・地形・地質・地盤（地盤の透水性、地盤支持力）
- ・希少動植物の生息可能性（植生自然度8（自然林、自然植生に近い二次林）以上の地域の有無）

b 生活環境条件

- ・利水状況（おおむね1km以内のダム、農業用水の取水位置の有無）
- ・道路状況（主要道路の幅員・交通量（参考値））

c 社会条件

- ・埋蔵文化財包蔵地の有無
- ・おおむね1km以内の静穏な環境を保全する必要がある施設（学校、保育所、病院、特養等）の有無
- ・おおむね500m以内の建物の件数が300件未満
- ・おおむね1km以内の観光地の有無

d 建設条件

- ・地形、現況の土地を利用した必要な施設の配置可能性
- ・おおむね50m以内の湖沼、ため池の有無
- ・開発計画の有無

(ウ) 3次スクリーニング（令和2年2月17日）

現地調査の上、施設配置を検討し、自然環境や生活環境への影響が少なく、経済性に優れている、3箇所の整備可能地（「城里町上古内」、「常陸太田市和田町」、「日立市諏訪町」）を選定。

a 現地調査

- ・地形、地質、植生、土地利用、主要道路の状況を確認

b 自然環境

- ・地盤の状況について、表層地盤増幅率（地震の力を割増しする係数で、大きいほど揺れやすい）を評価

c 生活環境

- ・敷地境界から 300m以内の住居数（事業所含む）を評価
- ・敷地境界から直近住居（事業所含む）までの距離を評価
- ・下水道整備区域までの距離を評価

d 経済性

- ・1 m³当たりの概算工事単価を評価
- ・排出重心からの直線距離を評価
- ・最寄り高速道路 IC からの距離を評価

e その他

- ・中間処理施設の確保の可能性
- ・不法投棄事案発生状況の有無

イ 3箇所の整備可能地から日立市諏訪町を選定するまで

候補地選定会議において、検討委員会の評価結果を踏まえ、県として自然環境及び生活環境への影響や事業効率性の観点から、3箇所の整備可能地の評価を行い、最も評価が高い候補地（日立市諏訪町）を選定。

評価については、自然環境及び生活環境への影響や懸念が生じず、事業効率性が高いものを○、自然環境及び生活環境への影響や懸念が生じ、事業効率性が低いものを△と評価。

なお、候補地選定会議は「最終処分場施設の整備」による影響等を評価したものであり、候補地選定後の住民意見を踏まえた新たな搬入道路の整備は、評価の対象ではない。

(ア) 自然環境への影響

「日立市諏訪町は、既に開発された採石場跡地であり、地盤も強固であり、より安全な施設整備が可能であることから、自然環境への影響が最も少ない」と評価した。

(イ) 生活環境への影響

周辺住居の状況、候補地周辺の飲用水の状況、周辺河川への影響、交通アクセス、交通安全への影響等について比較評価した結果、「日立市諏訪町は、周辺住居の状況では、300m以内に事業所が1戸のみとなっているなど、他の候補地と比べて生活環境への影響が少ない。また、工業地域のため、農業への影響がほとんどなく、景観への影響もないことから、生活環境への影響が最も少ない」と評価した。

一方で、「周辺の公園（諏訪梅林）や水辺（鮎川）への配慮や、最終アクセスとして一部市街地を通ること、小学校が近くにあることから、車両搬入時の交通安全面の配慮が必要」であり、今後、必要な対策を検討していくこととしていた。

(ウ) 事業効率性

「日立市諏訪町は、他の2箇所と比較して、事業計画に沿った用地買収が可能と推測され、また、現処分場と同程度の容量が確保でき、中長期の事業利益の安定確保が見込まれることから、事業効率性が最も高い」と評価した。

なお、事業効率性の評価において、3箇所の整備可能地のそれぞれについて、概算整備費と事業利益予測を比較しているが、これらはエコフロンティアかさまの整備費及び収支実績を基に想定埋立容量などから算定した。

また、概算整備費は最終処分場施設に係る整備費を対象にしており、新たな搬入道路の整備費は含まれない。

(エ) 総合評価結果

「日立市諏訪町」は、評価項目全14項目中、○の評価数が12個と最も多いことから、整備候補地に選定した。

ウ 候補地選定の手順や、スクリーニングの項目及び候補地選定の評価の観点に係る内容の根拠

具体的に、どのような手順で候補地を選定するか、候補地選定にあたりどのような項目を評価するかなどについて、法令上の規定はない。

今回の候補地選定（選定方法、スクリーニング項目、評価方法）については、廃掃法や立地回避規制区域に係る関係法令等との整合を図りつつ、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂版」（社団法人全国都市清掃会議（※））や、他の地方自治体における公共処分場の候補地選定事例等を参考に、検討委員会の審議等を経て、決定されたものである。

※ 社団法人（現・公益社団法人）全国都市清掃会議

廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的とした団体。

(4) 新設道路を整備する理由・根拠

県は、当初、想定搬入ルートを「国道6号油縄子交差点～梅林通り～県道37号～整備候補地」としていたが、令和2年6月から8月までに実施した住民説明会において、住民から「油縄子交差点から梅林通りのルートは搬入車両を通行させずに、新たな搬入ルートを整備すべき」という意見が多くあった。住民の不安を解消するため、交通問題対策会議を設置し、部局横断的に検討を重ね、人家等の移転が極力発生しないこと、周辺環境への影響が少ないこと、整備期間やコスト面で効率的な整備が可能であること、地域振興にも資することなどの観点から検討し、一般車も通行できる新たな搬入ルートとして、山側道路（国道6号石名坂

交差点から国道 6 号常陸多賀駅前交差点までを結ぶ日立市の市道及び県道日立笠間線の通称) から処分場候補地までの新たな搬入ルートを整備することとした。

なお、当該新設道路は、全体幅員 8 m の 2 車線で整備する方針とされており、方針通りに整備されれば、1 次スクリーニングにおける外部搬入道路要件（「2 車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が 1 km 以内の区域内」）を満たす道路となる。

また、国道 349 号から県道 37 号を経て整備候補地に至るルート（西側（常陸太田市側）からのルート）も搬入ルートとして使用することが予定されているため、新たな搬入道路を整備することとした後においても、県道 37 号は引き続き外部搬入道路要件を満たす道路として位置づけられている。

3 新産業廃棄物最終処分場整備に係る本年度予算 6 億円余の概要及び執行状況

(1) 新最終処分場整備推進事業費（予算額 97,462 千円）

ア 内容

- ・廃棄物工学・地盤工学等の専門家で構成する新産業廃棄物最終処分場整備基本計画策定委員会の設置及び新産業廃棄物最終処分場整備基本計画の策定
- ・整備候補地の地質・測量に係る詳細調査

イ 執行状況

日立市民への啓発広報チラシの印刷など印刷製本費 641 千円及びフォローアップ説明会会場使用料 25 千円を執行済み（令和 3 年 6 月末現在）

(2) 新最終処分場周辺道路整備事業費（予算額 511,214 千円）

ア 内容

- ・処分場への搬入車両通行のための新設道路・周辺の現道改良整備に係る設計委託等

イ 執行状況

未執行（令和 3 年 6 月末現在）

※（1）、（2）を合算した事業費は予算額 608,676 千円。

第5 判断

監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

そもそも、産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定や、当該処分場の整備に係る新たな搬入道路の整備方針については、非財務会計行為であることから、直接には、住民監査請求の対象となりえない。

本件請求において、請求人は、「事業に係る本年度予算6億円余の支出」（財務会計行為）そのものに違法又は不当な点があることを主張しているのではなく、支出に先行する行為（先行行為）としての整備候補地の選定や新設道路の整備方針（いずれも非財務会計行為）が違法又は不当であると主張しているものと解される。

そのうえで、請求人の主張は、専ら整備候補地の選定等の先行行為が違法又は不当であることを理由とし、先行行為に基づく支出も包括的に違法又は不当なものになるとして、県に対し、支出の取り止めを求めているものと解し、先行行為である産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定や当該処分場の整備に係る新たな搬入道路の整備方針について、違法又は不当な点の有無を確認することで、財務会計行為である、整備に係る予算の支出が違法又は不当となり得るか判断することとする。

なお、請求人は、改めて産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定をすることも求めているが、これは、非財務会計行為（整備候補地の選定）の違法又は不当を理由として、当該非財務会計行為を改めて実施することを主張していると解されることから、住民監査請求の対象とはなり得ない。

1 判断の理由

(1) 産業廃棄物の処理に関し、廃掃法において、県は、その区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされ、環境基本条例では、県の責務として、廃棄物の処理の促進に関する総合的な施策を策定し、実施することとされている（第4 1 (1)、(2)）。

廃掃法に係る裁判例においては、「一般廃棄物処理に関し、市町村がどのような施策を講じるかは、一般廃棄物の排出状況及び将来における排出量の見込みや現有の一般廃棄物処理施設あるいは最終処分場の残存処理能力、処理方法の改善の可能性等を総合考慮した上でなされるべきことであって、専門的かつ政策的な行政判断が求められるものであるから、その施策の選択は市町村の裁量に委ねられていると解される。そうすると、市町村が一般廃棄物処理のための措置の方策として新たな一般廃棄物最終処分場の建設をする場合において、そのための用地と

してどのような土地を選定し購入すべきかについても、法（※自治法）96条1項8号が財産の取得について一定の場合に議会の議決を要する旨を定めているほかは、これを規制する法令が存しないことからすれば、当該市町村の長の裁量に委ねられているというべきであって、当該土地の購入が違法となるのは、明らかに取得の必要がないのに、当該財産の適正価格よりも著しく高価で取得したなど、その裁量権を逸脱あるいは濫用したと認められるような場合に限られるというべきである。」（名古屋地裁平成13年6月29日判決）との見解が示されている。

これは、市町村の一般廃棄物の処理に係るものであるが、当該裁判例の趣旨を踏まえれば、産業廃棄物の処理に関し、県がどのような施策を講じるかは、産業廃棄物の排出状況及び将来における排出量の見込みや現在の最終処分場の残存処理能力等を総合的に考慮した上でなされるべきことであって、専門的かつ政策的な行政判断が求められるものであるから、その施策の選択は、県の裁量に委ねられていると解すべきである。さらに、県が産業廃棄物処理のための措置の方策として新たな産業廃棄物最終処分場の整備をする場合において、そのための用地としてどのような土地を選定すべきかについても、他の法令に反しない限り、県知事の裁量に委ねられていると解すべきである。

そうすると、本件請求のような、県が産業廃棄物処理のための措置の方策として行う、新たな産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定やこれに伴う搬入道路の整備方針についても、法令に反しない限りにおいて、県の裁量に委ねられており、その裁量が違法になるのは、裁量権を逸脱あるいは濫用したと認められるような場合に限られるというべきである。

- (2) 本件請求に係る産業廃棄物最終処分場の整備候補地選定の手順や、スクリーニングの項目及び候補地選定の評価の観点に関しては法令の定めがないことから、まず、県がどのように整備候補地を選定するかという手順や評価の観点等の決定に関して、違法又は不当な点がないか検討する。

県は、廃掃法や立地回避規制区域に係る関係法令等との整合を図りつつ、外部団体が作成したガイドライン（「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」（社団法人全国都市清掃会議））や他の自治体の事例等を参考に、検討委員会の審議等を経て候補地選定の手順や評価の観点等を決定したものであった（第4 2（3）ウ）。

このことについて、県に裁量権の逸脱や濫用が認められないことから、違法な点はなく、また、合理性を欠き不当と認められる点もなかった。

- (3) 請求人は、措置請求書において、「請求の理由」をいくつか掲げて（第1 3（3））、整備候補地の選定や搬入道路の建設方針が違法又は不当である旨の主張をしているので、以下、請求人が主張する「請求の理由」ごとに、その適否を判

断する。

ア 「新たな搬入道路の建設は極めて大きな計画変更であり、当初計画自体に重大な欠陥が存在したことが明白である」旨の請求の理由について

措置請求書における請求人のその余の主張を踏まえると、請求人は、県が、日立市諏訪町を整備候補地として選定した後に新たな搬入道路を整備する方針を決定したことは、当該搬入道路の整備費を評価対象とせず、日立市諏訪町の整備可能地に欠陥が存在した状態で整備候補地として選定を行ったのであって、その手続きに違法又は不当な点がある旨主張していると解される。

監査で確認したところ、新たな搬入道路は、県が、日立市諏訪町を整備候補地として決定した後、日立市民からの交通対策に係る意見を踏まえ、人家等の移転が極力発生しないこと、周辺環境への影響が少ないこと、整備期間やコスト面で効率的な整備が可能であること、地域振興にも資すること等の観点から検討し、一般車も通行できる道路として整備することとしたものであった（第4 2（4））。

そのため、新たな搬入道路については、県が自然環境及び生活環境への影響や事業効率性の観点により、3箇所の整備可能地から日立市諏訪町を整備候補地として選定するに当たって、評価の対象とされてはいなかった。しかし、もともと、県がここで評価していたのは、「最終処分場施設の整備」による影響やその事業効率性であり、事業効率性の観点に係る評価項目である概算整備費についても、対象としているのは「最終処分場施設に係る整備費」であって、一般車も通行する新たな搬入道路の整備費は含まれない（第4 2（3）イ（ウ））。

（2）で検討したように、県が整備候補地の選定に当たり、手順や評価の観点等について、裁量権の範囲内で決定したことについて、違法又は不当な点は認められないのであるから、県が3箇所の整備可能地から整備候補地を選定するに当たり、最終処分場施設に該当しない、一般車も通行する新たな搬入道路の整備費を整備可能地の評価項目に含めないことについて、違法又は不当な点は認められない。

したがって、このことが違法又は不当である旨の請求人の主張には、理由がない。

イ 「新たな搬入道路の建設は、茨城県が自ら定めた整備可能地要件の「外部搬入道路要件」（2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離1km以内の区域内）に違反する」旨の請求の理由について

請求人は、整備候補地を選定した後に新たな搬入道路を整備することとしたのは、県自らが定めた、選定過程の1次スクリーニングにおける「外部搬入道路要件」に違反していることが、違法又は不当である旨主張していると解

される。

既に検討したように、整備候補地の選定におけるスクリーニングの要件等の決定は、県の裁量権の範囲で行われたものであり、「外部搬入道路要件」の決定についても同様である。

監査で確認したところ、1次スクリーニングの際には整備可能地要件として外部搬入道路要件（「2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内」）が設けられているが、このときに日立市諏訪町の整備可能地に係る外部搬入道路として想定され、当該要件を満たしていたのは県道37号であった（第4 2（3）ア（ア）b）。新たな搬入道路を整備することとした後においても、国道349号から県道37号を経て整備候補地に至るルートは引き続き搬入道路として使用される予定であり（第4 2（4））、県道37号は、依然として、当該要件を満たす道路として位置づけられる。付け加えれば、新たな搬入道路も、方針通りに整備されれば、外部搬入道路要件を満たす道路となる（同）。

したがって、県が外部搬入道路要件に違反しており、違法又は不当である旨の請求人の主張には、理由がない。

ウ 「候補地選定の理由が不明確である」旨の請求の理由について

請求人は、主として、県が整備候補地の選定において、3箇所の整備可能地を事業効率性の観点から評価するに当たって、各整備可能地に係る概算整備費及び事業利益予測の算定方法等が不明確であることをもって、「候補地選定の理由が不明確」であるとし、そのことが違法又は不当である旨の主張をしていると解される（請求書添付の「補②」）。

既に検討していることを踏まえると、県が整備候補地の選定において整備可能地を評価するに当たり、どのように概算整備費及び事業利益予測を算定するかについては、県の裁量権の範囲内であると言える。監査で確認したところ、概算整備費及び事業利益予測の算定方法については、既存の産業廃棄物最終処分場（エコフロンティアかさま）の整備費及び収支実績を基に想定埋立容量などから算定されたものであり（第4 2（3）イ（ウ））、このことに、裁量権の濫用や逸脱、又は不当な点は認められなかった。

その外、整備候補地として日立市諏訪町を選定するまでの一連の過程や理由（第4 2）において、裁量権の逸脱や濫用又は合理性を欠く点は認められず、県は、日立市民に対して、住民説明会等を通じて選定理由等の説明を行っている（第4 2（2）イ）。

したがって、候補地選定の理由が不明確であり、そのことが違法又は不当である旨の請求人の主張には理由がない。

エ 「新搬入ルート計画後、整備候補地の再評価がなされていない」旨の請求の理由について

請求人は、措置請求書において、「新たな搬入道路を建設した場合について整備候補地の再評価をすると、○評価が3個となり、3候補地の中で○評価が最も少なく総合評価は最下位となるため、日立市諏訪町は当然候補地から外れるはずである」という主張をしており（第1 3（1））、請求人は、県が、3箇所の整備可能地から日立市諏訪町を整備候補地として選定した後に、新たな搬入道路を整備することとしたのであり、新たな搬入道路の整備方針を踏まえて3箇所の整備可能地を再評価すれば、日立市諏訪町が整備候補地として選定されないはずであるから、再評価を行わないことが違法又は不当である旨主張していると解される。

既に検討したとおり、3箇所の整備可能地から整備候補地を選定するに当たっては、各整備可能地における「最終処分場施設の整備」による影響やその事業効率性に対する評価を行い、最も評価が高い日立市諏訪町を整備候補地として選定したものであり、搬入道路の整備については、評価項目とされていない。

さらに、3箇所の整備可能地から整備候補地を選定するに当たって、県がどのような評価項目を設定するかについては、県の裁量権の範囲内であり、その裁量権の行使に当たり、裁量権の逸脱や濫用又は不当な点は認められなかったことも、既に検討したとおりである。

請求人の主張は、新たな搬入道路の整備が、3箇所の整備可能地から整備候補地を選定する際の評価項目に含まれることを前提にしたものであると言える。しかしながら、県に違法又は不当な点がなく設定された評価項目において、搬入道路の整備は含まれていないのであるから、新たな搬入道路の整備を踏まえて3箇所の整備可能地の再評価を求める請求人の主張は、その前提を欠き理由がない。

オ 「検討委員会の構成員が利害関係者であった」旨の請求の理由について

請求人は、一般社団法人茨城県産業資源循環協会（以下「県産業資源循環協会」という。）の会長の職にあった人物を、「利害関係者」であるとして、県が当該人物を検討委員会の委員としていたことは、違法又は不当である旨主張しているものと解される（請求書添付の「補⑤」）。

ここまで検討したことを踏まえれば、県が、産業廃棄物の処理に係る施策を行うに当たり、今後の最終処分場整備のあり方について検討するための委員会（検討委員会）にどのような人物を委員にするかについては、裁量権の範囲内であり、「茨城県知事の許可を受けた産業廃棄物の処理を行う個人又は法人」等を会員として構成され（県産業資源循環協会の定款第5条第1項第1号）、「産

業廃棄物の適正な処理と再資源の利用の促進を図る」団体（同第3条）の会長の職にある人物を、産業廃棄物処理の業界からの意見を聴くために委員としたことについて、裁量権の逸脱や濫用、又は不合理な点は認められない。

また、請求人が「利害関係者」と主張する人物については、当該団体の役員の改選があったため、令和元年7月の第3回検討委員会以降、後任の会長である別の人物が委員となっている。検討委員会において具体的な候補地の選定が始まったのは、令和元年10月に開催された第4回からのことであるため、請求人が「利害関係者」と主張する人物は、検討委員会における具体的な候補地の選定に関与していない。

したがって、県が県産業資源循環協会の会長の職にあった人物を検討委員会の委員としたことについて違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

カ 「候補地は洪水、土砂崩れの危険性が高く、建設地として最も不適格であり、洪水対策費用は計上されていない」旨の請求の理由について

請求人は、陳述においても、日立市諏訪町の整備候補地は、1次スクリーニングにおける「地形・地質」及び「地下水位」に係る整備可能地要件や埋立規模要件に関して適切な場所ではなく、また、水防法に触れるおそれがある旨主張している（第3 1（2）ウ）。つまり、請求人は、県が、産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定に当たり、洪水や土砂崩れ等の危険性に対する検討が不十分であり、そのことが違法又は不当である旨主張していると解される。

監査で確認したところ、県は、整備候補地の選定に当たり、洪水による浸水や土砂崩れ等の危険性等を考慮し、法令上の規制区域や立地上の制約区域を設け、当該区域を除外しており、日立市諏訪町の整備可能地について、1次スクリーニングにおける整備可能地要件や埋立規模要件を満たしていることを確認した上で46箇所を整備可能地の一つとして抽出しており（第4 2（3）ア（ア））、こうした手続きに行政権の濫用や逸脱、又は不合理な点は認められなかった。また、請求人が主張するような水防法に違反する事実の有無について確認したところ、県は、1次スクリーニングにおいて、水防法に基づく浸水想定区域を法令上の規制区域として整備可能地から除外しており、その他の点においても、水防法に違反する事実は認められなかった。

また、請求人は、産業廃棄物最終処分場の整備に当たり、洪水対策費用が計上されていないことが、違法又は不当であると主張しているようにも解される。しかし、県は、「新処分場の構造、設計について、今後、基本計画策定委員会において、学識経験者等の意見を踏まえながら、地質調査・水文調査の結果を基に、施設の配置・規模、遮水の方法、浸出水処理施設の構造等を計画する」こと

とし、また、「雨水による下流域への影響を防止するため、日立市の過去の降水量を参考に、近年多発している豪雨災害の状況等を十分考慮した施設規模としていく」(第4 2 (2) イ)としており、洪水対策への対応として、県に違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、洪水や土砂崩れ等の危険性への対応が不十分であり違法又は不当である旨の請求人の主張には、理由がない。

キ 「新たな搬入道路及び産廃処分場の建設を現状のまま継続することは、選定理由を大きく超える費用と時間とがかかることは確実で、不当である」という主張について

請求人は、措置請求書において、上記の主張をしており(第1 3 (1))、このことも請求の理由と解されるため、以下、検討を加える。

請求人は、請求人が新たな搬入道路の建設費用とする「200億円の追加予算と当初の概算整備費208億円を合わせると、優に400億円を超え、他の2つの建設候補地の概算整備費を大幅に上回り、日立市諏訪町を選定した根拠は崩れた」という主張もしている(同)。

新たな搬入道路の整備費用について、県は、今後、測量や設計を行った中で積算されるものであるとし、金額を公表しておらず、一方、請求人が主張する「200億円」も、新たな搬入道路との規格が異なる既存道路の整備費用を基にして積算したと推測されるなど、精度の高い金額とは言い難いものと思われる。

そもそも、県がどのような道路を整備するかは裁量権の範囲内のことと言え、本件請求に係る新たな搬入道路のように、地元住民の意見を踏まえ、一般車も通行可能であり、地域振興にも資する道路を整備する方針としたことについて、県に裁量権の逸脱や濫用又は不合理な点は認められない。

新たな搬入道路を整備するに当たっては、一定の費用がかかることは事実である。しかし、当該道路は搬入のための専用道路ではなく、一般車も通行可能なのであるから、3箇所の整備可能地から整備候補地を選定するに当たり、最終処分場の概算整備費を評価する上で、このような専用道路ではない搬入道路の整備費用を、評価対象とせず加算しなかったことについては、既に検討しているとおり、違法又は不当な点は認められない。

よって、新たな搬入道路の整備費用が整備候補地の選定理由に影響を与えるものではない。

また、新産業廃棄物処分場は、基本方針において、令和7年度の供用開始を目途に整備を進めていくこととされており(第4 2 (2) ア)、このことは、日立市諏訪町が整備候補地として選定され、新たな搬入道路を整備することとした後においても変わらない(第4 2 (3) ウ)。よって、新たな搬入道路の整

備によって、日立市諏訪町の整備候補地を選定した理由を大きく超える時間がかかる、とは言えない。

したがって、日立市諏訪町の整備候補地における産業廃棄物最終処分場の整備を、現状のまま継続することは、当該整備候補地の選定理由を大きく超える費用と時間がかかり、不当である旨の請求人の主張には、理由がない。

ク 小括

ここまで検討したとおり、請求人が請求の理由としていると解されるいずれの事項においても、違法又は不当な点は認められず、これらに係る請求人の主張には、理由がない。

- (4) 本件請求の対象となる財務会計行為は、新産業廃棄物最終処分場及び新たな搬入道路等の整備に係る令和3年度予算6億円余の支出であることから、当該財務会計行為における、違法又は不当な点の存否について検討する。

監査で確認したところ、予算の内容は、新産業廃棄物最終処分場整備基本計画の策定や、新たな搬入道路及び周辺の現道改良に係る設計等に要する経費であり(第4-3)、最終処分場を整備するための経費として、違法又は不当な点は認められなかった。

- (5) 以上、検討したとおり、産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定や新たな搬入道路の整備方針について、請求人が請求の理由としていると解される、違法又は不当である旨のそれぞれの主張については、いずれも認めることができない。

また、産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定や新たな搬入道路の整備方針の決定に係る一連の手続きにおいて、請求人が請求の理由としていると解される以外の事項も含め、監査で確認したところ、違法又は不当な事実は認められなかった。

したがって、本件請求に係る財務会計行為に先行する行為に違法又は不当な点はなく、本件請求に係る財務会計行為である「事業に係る本年度予算6億円余の支出」の内容にも違法・不当な点は認められないのであるから、当該予算の支出の差し止めを求める請求人の主張には、理由がない。

2 結論

以上のことから、下記のとおり判断する。

- ・新産業廃棄物最終処分場及び新たな搬入道路の整備に係る、令和3年度予算6億円余の支出の差し止めを求める請求については、請求人の主張に理由がなく、これを棄却する。
- ・新産業廃棄物最終処分場の整備候補地に関して、改めて選定を求める請求については、自治法第242条第1項に定める要件を具備しておらず、住民監査請求の対象

とはなり得ないため、これを却下する。